各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ フ ア ン ド エ ム (コード番号 4771 大証 J A S D A Q) 本 社 大阪府吹田市江坂町 1 丁目 23 番 38 号代表者名 代表取締役社長 森中 一郎問い合せ先 取締役管理本部長 田辺 利夫 T E L 06-6339-7177

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成24年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成24年5月16日開催予定の当社第22期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 定款変更の目的

(1) 当社は、会社法第 184 条及び第 191 条の規定に基づき、平成 24 年 1 月 17 日開催の取締役会において、平成 24 年 3 月 31 日を基準日、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割するとともに 1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

なお、現行定款第6条(発行可能株式総数および単元株式数)につきましては、平成24年4月1日を効力発生日として、発行可能株式総数を504,000株から50,400,000株に変更する変更する決議をしております。

これに伴い、単元未満株主の皆様の権利を定めるため、また、株式売買の利便性を高め単元未満株式の買増請求に対応できるようにするため、変更案第7条(単元未満株式についての権利)及び変更案第8条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。

(2) その他、条文の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線\_は変更部分であります。)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(新設)	(単元未満株式についての権利)
	第7条 当会社の株主は、その有する単元未満
	株式について、次に掲げる権利以外の
	権利を行使することができない。
	1. 会社法第 189 条第2項各号に掲げる権利
	2. 会社法第166条第1項の規定による請求を

| する権利 | 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の | 割当ておよび募集新株予約権の割当てを | 受ける権利 | 4. 次条に定める請求をする権利 | (新設) | (単元未満株式の買増し) | 第8条 | 当会社の株主は、株式取扱規程に定め | るところにより、その有する単元未満株式 | の数と併せて単元株式数となる数の株式 | を売渡すことを請求することができる。 | 第7条~第32条(条文省略) | 第9条~第34条(現行どおり)

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 定款変更の効力発生予定日 平成 24 年 6 月 27 日 (水曜日) 平成 24 年 6 月 27 日 (水曜日)

以上